

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ①住友電気工業(株)
②古河電気工業(株)
③日立電線(株)
- 業者の住所 : ①大阪府大阪市中央区北浜4-5-33
②東京都千代田区丸の内2-2-3
③東京都千代田区外神田4-14-1
- 2 指名停止措置の期間 : ①平成22年10月25日～平成23年2月24日(4ヶ月間)
②平成22年10月25日～平成23年1月24日(3ヶ月間)
③平成22年10月25日～平成22年12月24日(2ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社等の事業者及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが発注する光ファイバケーブル製品の製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成22年5月21日、同法の規定に基づく排除措置命令等を行った。なお、古河電気工業(株)は課徴金減免制度の適用事業であることが公正取引委員会より公表されている。

5 指名停止措置理由

上記業者らが、公正取引委員会より独占禁止法違反の事実を認定されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026